**平成２６年（フ）第１１９号**
三重県四日市市大字茂福196番地３、前住所千葉県流山市西初石４丁目110番地の25
債務者　坪井　仁志
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第２７号**
佐賀県武雄市朝日町大字甘久675番地　パシフィック武雄306号
債務者　小野　正代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　補伽圭史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２７年（フ）第３０３号**
札幌市南区簾舞２条１丁目５番22号　スズキハウス
債務者　藤井　初惠
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　大剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３０７号**
札幌市南区簾舞２条１丁目５番22号　スズキハウス
債務者　藤井　哲三
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　大剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第８８号**
北海道旭川市東光７条３丁目２番５号　ジュネス７．３－106号室
債務者　三田　廣幸
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１００号**
岐阜県羽島市正木町曲利299番地６
債務者　曾我縫製こと　曾我　和夫
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第１６７号**
宮城県多賀城市高崎３丁目26番５号　ブライトンハウスⅡ－101
債務者　阿部　信喜
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３８号**
茨城県筑西市乙1041番地　メゾンツルミ１号棟１－Ｂ
債務者　深谷　裕一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第４９号**
茨城県坂東市神田山1853番地４
債務者　初澤　由香
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５０号**
茨城県結城市大字結城12087番地38　Ｆａｉｒｙ204
債務者　山根　明美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５１号**
茨城県猿島郡五霞町大字小手指1228番地、前住所茨城県猿島郡五霞町大字小手指2661番地
債務者　松本　喜正
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５３号**
茨城県古河市上大野517番地６
債務者　高橋紀代江
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５４号**
茨城県古河市宮前町16番17号　スール・フロール宮前102号
債務者　土信田隆志
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５５号**
茨城県坂東市岩井4403番地３　クグイド屋アパート
債務者　歌川　弘三
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５６号**
茨城県坂東市杳掛1455番地１、前住所茨城県坂東市杳掛2433番地６
債務者　諏訪　正夫
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第２４号**
群馬県みどり市笠懸町久宮532－８　パステークガーデンＢ102、住民票上の住所群馬県伊勢崎市安堀町1246番地８
債務者　有馬　隆徳
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第５５号**
山梨県甲斐市西八幡1160番地　サンライズ竜南103、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条395番地１　ハイツ植松201号
債務者　秋田　祐幸
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係